



ニュース 環境 NEWS

2022年4月号 (No.25)

環境清掃課
〒443-0105
西浦町口田土1番地
TEL 0533-57-4100
FAX 0533-57-3924

今回のテーマ

プラスチックごみの削減に
ご協力をお願いします

蒲郡市では地球温暖化防止対策に向けた取り組みとして、市民一人ひとりが地球温暖化問題に対する関心を高め、環境にやさしい行動をとっていただけるように、地球温暖化対策に関する様々な情報を、「環境NEWS」として月1回発行してまいります。

令和4年4月より、いわゆる「プラスチック資源循環促進法」が施行されました

プラスチックは、私たちの生活に欠かせないものとなっていますが、近年、プラスチックの廃棄による海洋汚染などが世界的な問題となっています。政府は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため、4月1日より、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、いわゆる「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。プラスチックを扱う事業者、自治体が3R(Reuse・Reduce・Recycle)+Renewableを含んだ資源循環などの取り組みを促進するための法律です。

具体的な5つの措置

用語解説

<1 環境配慮設計指針の策定>

国が3R+Renewableを意識した環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みが設けられます。プラスチックを扱うメーカーはこの指針に沿って製品の設計、製造が求められます。

- ・ Reuse (繰り返し使う)
- ・ Reduce (ごみを減らす)
- ・ Recycle (再生利用)
- ・ Renewable (再生可能な資源に置き換え)

<2 使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの使用合理化>

飲食店や、コンビニエンスストアなどで提供される使い捨て(ワンウェイ)プラスチックカトラリーを削減するため、「提供するもの」「提供する製品に関するもの」の合計7つの対応が求められます。

1. 消費者に必要・不要の意思確認をする。
2. 不要とした消費者にポイントなどの還元をする。
3. 消費者に有償で提供する。
4. 提供した消費者に繰り返し使うように促す。
5. 繰り返し使うことのできる製品の提供
6. 環境配慮品や持続可能な商品など工夫された製品の提供
7. 商品やサービスに適したサイズの製品の提供

<3 市町村の分別収集、再商品化の促進>

各自治体が行うプラスチック資源の分別収集を促進するために、容器包装リサイクル法の法律に合わせた仕組みを使い、再商品化を促進します。

<4 製造業・販売事業者などによる自主回収の促進>

プラスチック製品を取り扱う製造・販売事業者が、使用済み製品を自主回収する計画書を作成し、この計画書を主務大臣が認定した場合、通常は廃棄物処理法に基づく認可が必要なところを、認定業者は不要になり、自主回収しやすくなります。

<5 排出事業者の排出抑制・再資源化の促進>

プラスチックごみを排出する事業者が排出量の抑制やリサイクルなどの取り組むべき判断基準書を策定します。基準以上のプラスチックごみを排出して、改善にも取り組まない事業者には主務大臣の指導や助言、それでも利用量を減らさない場合は勧告・公表・命令などの措置も盛り込まれる予定です。

排出事業者が「再資源化計画書」を作成し、主務大臣が認定した場合、通常は廃棄物処理法に基づく認可が必要なところを、認定業者は不要になりリサイクルを実施できるようになります。

プラスチック使用合理化の対象となる12製品

前ページ<2 使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの使用合理化>内に「3.消費者に有償で提供する。」とありますが、有料化の対象となるなど、使用の合理化が必要とされる商品は以下のとおりです。

主な取扱先	対象となる製品
スーパー・コンビニ・百貨店・飲食店など	1.スプーン 2.フォーク 3.ナイフ 4.マドラー 5.ストロー 
ホテル・旅館・宿泊所	6.ヘアブラシ 7.くし 8.カミソリ 9.シャワー用キャップ 10.歯ブラシ 
クリーニング店	11.ハンガー 12.衣類用のカバー 

プラスチック製品を年間5トン以上扱う事業者は、利用量の削減などの対策が義務付けられ、取り組みが不十分な場合や利用量を減らさない事業者には主務大臣の指導や助言が入り、それでも変わらない場合は勧告・公表・命令などの措置も盛り込まれる予定です。

プラスチックごみの削減にご協力をお願いします